

第3回自治体セミナー

# 農林水産省からの情報提供

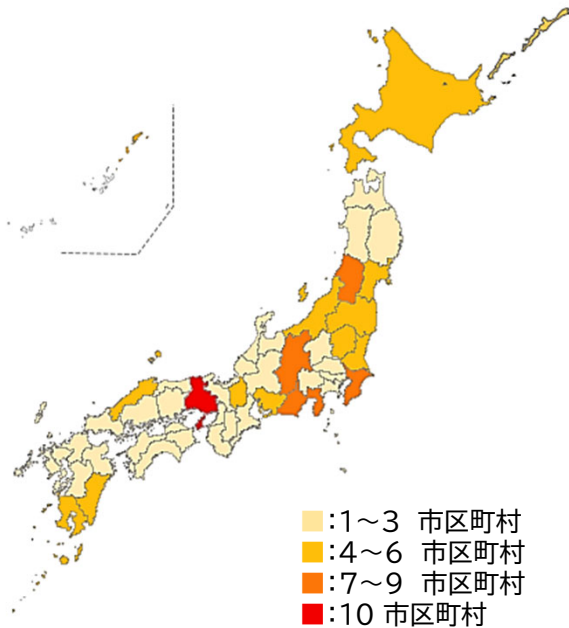
令和8年1月14日  
農林水産省  
農産局農業環境対策課

# オーガニックビレッジ実施地区

【R7. 12. 26時点】

○有機農業の面積拡大に向けて、地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む『オーガニックビレッジ』を2025年までに100市町村、2030年までに200市町村創出することを目標に、全国各地での産地づくりを推進。  
 ○令和3年度補正予算からみどりの食料システム戦略推進総合対策により支援を開始し、現時点で46都道府県154市区町村で取組開始。

## 【実施市町村】



### 令和6年度131市町村



新たに23市区町村  
で取組を開始

### 令和7年度154市区町村

都道府県	市町村
北海道	(5) 安平町、旭川市、新十津川町、赤井川村、浦幌町
青森県	(2) 黒石市、五戸町
岩手県	(3) 花巻市、一関市、 <u>遠野市</u>
宮城県	(6) 登米市、栗原市、大崎市、加美町、 <u>石巻市</u> 、 <u>大郷町</u>
秋田県	(1) 大潟村
山形県	(7) 米沢市、鶴岡市、新庄市、川西町、山形市、酒田市、高島町
福島県	(4) 二本松市、喜多方市、 <u>会津若松市</u> 、 <u>鮫川村</u>
茨城県	(4) 常陸大宮市、石岡市、笠間市、かすみがうら市
栃木県	(5) 小山市、市貝町、塩谷町、栃木市、 <u>大田原市</u>
群馬県	(3) 甘楽町、高山村、みなかみ町
埼玉県	(3) 小川町、所沢市、 <u>さいたま市</u>
千葉県	(7) 木更津市、佐倉市、神崎町、成田市、いすみ市、多古町、 <u>匝瑳市</u>
東京都	(1) <u>台東区</u>
神奈川県	(2) 相模原市、小田原市
山梨県	(1) 北杜市
長野県	(7) 辰野町、松川町、飯田市、飯綱町、伊那市、佐久市、 <u>長和町</u>
静岡県	(8) 掛川市、藤枝市、川根本町、静岡市、富士宮市、島田市、伊豆の国市、 <u>小山町</u>
新潟県	(5) 佐渡市、新発田市、五泉市、阿賀野市、 <u>津南町</u>
富山県	(2) 南砺市、富山市
石川県	(3) 珠洲市、羽咋市、 <u>白山市</u>
福井県	(1) 越前市
岐阜県	(3) 白川町、飛騨市、 <u>山県市</u>
愛知県	(6) 東郷町、南知多町、岡崎市、大府市、美浜町・武豊町

都道府県	市町村
三重県	(3) 尾鷲市、名張市、伊賀市
滋賀県	(4) 甲賀市、近江八幡市、日野町、 <u>東近江市</u>
京都府	(2) 亀岡市、京丹後市
大阪府	(2) 堺市、泉大津市
兵庫県	(10) 豊岡市、丹波篠山市、養父市、丹波市、淡路市、神戸市、朝来市、加東市、上郡町、 <u>稲美町</u>
奈良県	(3) 宇陀市、天理市、山添村
和歌山県	(1) かつらぎ町
鳥取県	(2) 日南町、 <u>八頭町</u>
島根県	(5) 浜田市、大田市、邑南町、吉賀町、江津市
岡山県	(2) 和気町、 <u>新庄村</u>
広島県	(1) 神石高原町
山口県	(1) 長門市
徳島県	(2) 小松島市、海陽町
香川県	(1) 三豊市
愛媛県	(1) 今治市
高知県	(1) 馬路村
福岡県	(2) うきは市、篠栗町
佐賀県	(2) 上峰町・みやき町
長崎県	(3) 南島原市、雲仙市、 <u>五島市</u>
熊本県	(3) 南阿蘇村、山都町、菊池市
大分県	(3) 佐伯市、臼杵市、豊後高田市
宮崎県	(6) 綾町、高鍋町・木城町、えびの市、宮崎市、 <u>高千穂町</u>
鹿児島県	(5) 南さつま市、湧水町、南種子町、徳之島町、始良市

※下線は令和7年度開始地区

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち  
**有機農業拠点創出・拡大加速化事業**

令和8年度予算概算決定額 574百万円（前年度 612百万円）の内数  
 〔令和7年度補正予算額 4,000百万円（前年度 3,828百万円）の内数〕

**<対策のポイント>**  
 地域ぐるみで有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む市町村等が行う、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や産地づくりに加え、産地と消費地が連携した取組等を支援し、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出します。

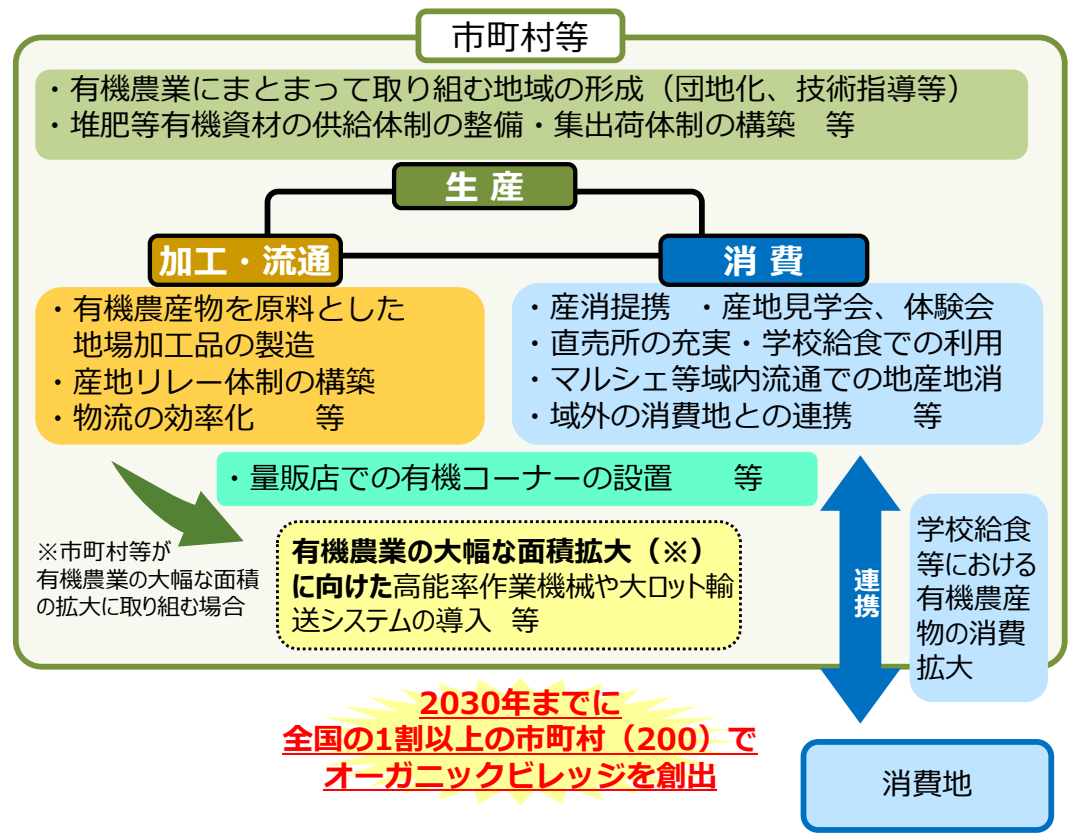
**<事業目標>**  
 有機農業の面積（6.3万ha [令和12年]）

**<事業の内容>**

地域ぐるみで有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく**特定区域の設定等**に向けて取り組む市町村等が行う、**生産から消費まで一貫した有機農業**を推進する取組の試行等を支援します。

- 1. 有機農業実施計画の策定**  
 有機農業実施計画の策定及び特定区域の設定等に向けた検討会の開催や試行的な取組の実施等を支援
  - 2. 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践**  
 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践や課題解決に向けた調査等を支援
  - 3. 飛躍的な拡大産地の創出**  
 2の取組を開始した翌年度以降に、有機農業の取組面積の大幅な拡大に向けて取り組む地域を支援
- ※ 1、2について、**産地と消費地が連携して消費拡大に取り組む場合に上限を加算**します。
- ※以下の場合に優先的に採択します。**
- 事業実施主体の構成員が**みどり認定**等を受けている場合
  - 事業実施地域内の有機農業の取組が、**地域計画**に位置付けられている場合
  - 事業実施計画において**フラッグシップ輸出産地**と同一の対象地域・対象品目に関する取組が位置付けられている場合 等

**<事業イメージ>**



**<事業の流れ>**



**オーガニックビレッジを拠点として、有機農業の取組を広域に展開**

# 有機農業実施計画の認定によるオーガニックビレッジ宣言について

- より多くの市町村が主体となって有機農業に取り組んでいただき、有機農業の更なる推進を図っていくため、有機農業実施計画の認定によりオーガニックビレッジを創出する新たな制度を創設。これにより、独自財源で取り組む市町村もオーガニックビレッジになることが可能に。
- 今後は、本制度によるものも含めて、有機農業実施計画を策定している地域に対して他事業でのポイント加算等の優遇措置を設けることを検討。（先進的有機農業拡大促進事業 等）
- 本制度により有機農業実施計画の策定を行った地域は、有機農業拠点創出・拡大加速化事業のうち、（1）有機農業実施計画の策定（1年目の取組）は申請不可。ただし、（2）有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践は申請可能。

## これまでの運用

- 生産から流通・消費まで一貫して、地域ぐるみで有機農業に取り組む自治体を「**オーガニックビレッジ**」と称してみどり交付金で支援
- その他、オーガニックビレッジと**連携する消費地**（市町村）についても、協議会に構成員として参画している場合はオーガニックビレッジになることが可能

- みどり交付金要綱にはオーガニックビレッジの定義について明確な記載がない
- みどり交付金を活用しないとオーガニックビレッジにはなれない

## 今後の運用

### 【オーガニックビレッジの定義】

地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村のうち、

- ① みどり交付金要綱に基づき有機農業実施計画を策定している市町村及び作成しようとしている市町村
- ② ①の市町村が中心となり組織する協議会の構成員であり、協議会で策定した有機農業実施計画において、連携して取り組む市町村として位置付けられている市町村
- ③ 農産局長通知（7農産第3153号）に基づき有機農業実施計画を策定し、認定を受けてオーガニックビレッジ宣言書を公表している市町村
- ④ ③の市町村が中心となり組織する協議会の構成員であり、協議会で策定した有機農業実施計画において、連携して取り組む市町村として位置付けられ、オーガニックビレッジ宣言書を公表している市町村



**<対策のポイント>**  
 有機農業の更なる面的拡大を促進するため、スマート農業技術等の導入による地域の実情に応じた生産性向上や、有機農産物の保管や加工のための設備導入等を通じた販路の確保に取り組む農業者等を支援します。

**<事業目標>**

- 有機農業の面積 (6.3万ha [令和12年])
- スマート農業技術を活用した面積の割合 (50% [令和12年])

**<事業の内容>**

**1. スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大**  
 有機農業の拡大に意欲的に取り組む農業者等に対して、スマート農業技術等を活用した生産、加工、流通・販売の取組を支援します。

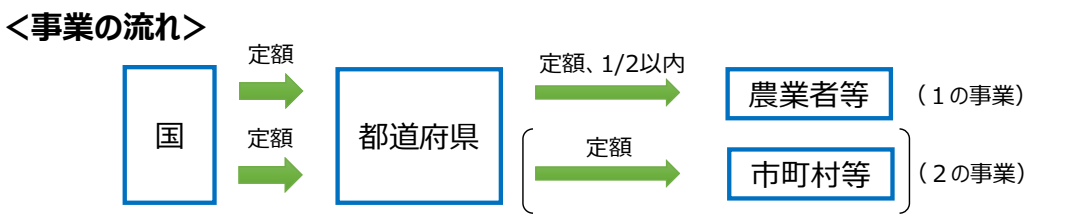
**【支援内容】**

- ① スマート農業技術等に関する機械等の導入  
 (自動走行農機、高能率水田除草機・抑草ロボット、専用保管設備、スマート選別機等)
- ② 有機農業の拡大に向けた取組  
 (ほ場での試験栽培、専用保管設備等の活用による流通体制の効率化、有機加工品の開発等を通じた販路拡大等)

**【支援要件】**

- ① スマート農業技術等の導入により有機農業の生産拡大に取り組むこと
- ② 地域計画に位置付けられた農業者等であること
- ③ みどり認定を受けている、又は申請を行っていること等の全ての要件を満たすこと

**2. 有機農業拡大支援**  
 1の支援対象者を含む地域一体の取組をサポートするため、都道府県、市町村等による専門家の派遣や講習会、販売促進活動等の取組を支援します。



**<事業イメージ>**

**1. スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大**

**生産**

スマート農業技術等の導入・活用

自動走行農機      ロボット草刈機      高能率水田除草機・抑草ロボット等

有機農業の更なる拡大

生産面における効率化、省力化

**加工**

加工品の試作、有機JAS対応加工設備の導入・活用

**流通・販売**

専用保管設備、スマート選別機等の導入

流通体制の効率化、加工品開発等による販路拡大

**2. 有機農業拡大支援**

1の支援対象者等

行政面からの支援イメージ

講習会の実施      専門家の派遣      販売促進活動

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち  
**先進的有機農業拡大促進事業（詳細 1）**

支援メニュー	(1) スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大			(2) 有機農業拡大支援
事業内容	有機農業の拡大に必要なスマート農業技術等に関する機械等の導入又はリース導入を支援	有機農業の拡大に必要な資材導入、植栽、ほ場整備及び設備設置の取組を支援	その他、有機農業の拡大に必要な取組を支援	(1) に取り組む農業者等を支援するための取組を
事業実施主体	農業者、農業者の組織する団体又は農業者を構成員とする協議会であって、以下の要件を満たす者 ✓ 地域計画の目標地図に位置づけられている、又は位置付けられることが確実と見込まれる ✓ みどり認定を受けている、又は申請している ✓ 化学肥料及び農薬を低減した栽培方法の取組実績がある（2年以上）	都道府県、市町村、地方公共団体を構成員とする協議会、協議会、公社、土地改良区、農業者、農業者の組織する団体、農業者を構成員とする協議会、民間事業者	都道府県、市町村、地方公共団体を構成員とする協議会	都道府県、市町村、地方公共団体を構成員とする協議会
事業実施計画作成主体	都道府県、市町村、地方公共団体を構成員とする協議会であって、以下の要件を満たす者が事業実施計画作成主体となり、(1) と (2) の事業をまとめた事業実施計画を作成 ✓ みどり法に基づく有機農業に関する特定区域の設定を行う意向を有する（既に設定されている場合及び都道府県の場合を除く。） ✓ 「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」に加盟している、又は事業実施年度に加盟する予定がある			
取組例	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動走行農機、高能率水田除草機、自動抑草ロボット等のスマート農業技術に関する機械等の導入</li> <li>スマート農業技術に関する機械等と併せた通常の農業機械、加工・保管設備等の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>永年性作物の伐採・抜根及び整地並びに植栽</li> <li>果樹棚、茶棚、雨除け設備等の設置</li> <li>用水、かん水施設等の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新技術や新規作物導入に向けた試験栽培、土壌分析等</li> <li>流通体制の効率化に向けた専用保管設備等の活用</li> <li>販路開拓に向けた有機加工品の開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門家を招いた研修会の開催</li> <li>生産者、流通業者、実需者等による流通合理化に向けた会議開催</li> <li>展示会等の開催</li> <li>加工品の試作</li> <li>転換期間中有機農産物の活用</li> </ul>
補助率	2分の1以内	2分の1以内	定額	定額
補助上限	400万円 5,000万円			800万円

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち  
**先進的有機農業拡大促進事業（詳細2）**

**面積要件**

事業実施計画における主要な事業対象品目の  
有機農業の取組面積の現状値又は事業実施年度の取組  
 予定面積が次に掲げる規模以上であること。

	稲	麦 大豆 雑穀	いも類 露地野 菜	茶	果樹	施設園 芸
通常	10ha	5ha	2ha	2ha	1ha	1ha
中山 間地 域等	5ha	2.5ha	1ha	1ha	1ha	1ha

**成果目標**

事業実施年度の翌々年度までに、

**必須**

- 有機農業の取組面積を2ha以上又は10%以上拡大



**いずれか一つ**

- 有機農産物等（有機農業により生産された農産物及びその加工食品）の販売数量（原則として重量とする。）又は販売額を10%以上増加
- 取組品目の10a当たり収量を地域の慣行栽培における平均的な水準以上まで増加
- 労働生産性（取組品目における生産量、販売額又は栽培面積を労働時間で割り戻した値）5%以上向上

★目標の高さに応じて採択時のポイントが加算

※面積目標及び成果目標は複数の事業実施主体（農家・農業法人等）の合算した数値で可。

# 「有機農業の日（オーガニックデイ）」特別期間の取組紹介

- 有機農業推進法の成立・施行から10周年を記念し、2016年に、一般社団法人 次代の農と食をつくる会により、12月8日が「有機農業の日（オーガニックデイ）」として制定されました。
- 農林水産省では、有機農業の消費者理解醸成や有機食品の消費拡大のため、「有機農業の日」特別期間を設けて情報発信を強化しました。令和7年度の特別期間：**11月14日（金）～12月14日（日）**
- 農水省特設サイトにおいて全国各地のお取り組み情報を募集・掲載し、学校給食での有機農産物等の利用（67市区町村・3法人）、有機食品の販売促進（35事業者）、有機農業関連イベント（60件）のご応募をいただいたほか、政府広報オンライン（ラジオ番組）「杉浦太陽・村上佳菜子日曜まなびより」に当課職員が出演し有機農業の魅力を発信しました。

## 特別期間のチラシ



## 「有機農業の日」農水省特設サイトに掲載・応募いただいた件数

	学校給食	販売促進		イベント	
		直売所、道の駅	スーパー、ECサイト等		
北海道	7	1	26	5	
東北	7	0		10	
関東	24	3		16	
北陸	3	1		1	
東海	2	1		4	
近畿	12	2		10	
中国・四国	4	1		3	
九州・沖縄	11	0		11	
計	70	9		26	60



# 「有機農業の日（オーガニックデイ）」特別期間の取組紹介

## 学校給食における有機農産物等の利用

### 茨城県石岡市

通年で地場産の有機農産物を学校給食に活用している石岡市は、11月17日～21日の週を「いしおか有機ウィーク」として取組を強化し、有機米に加えて有機米粉を用いたパンや麺、1日当たり4～6種類の有機野菜を献立に使用しました。



いしおか有機ウィークの給食例  
(有機米粉のソフト麺、有機レタスのサラダ等)

## 道の駅や小売企業等による販売促進

### (株)サンプルザの販売促進（大阪府、奈良県）

有機農産物売り場における「有機農業の日」チラシの掲示等のほか、サンプルザアプリでの情報発信、有機農家さんによる講演・即売会の実施など、サンプルザ各店で有機農産物の販売促進が行われました。



売り場における販売促進の様子

## 有機農業関連イベント

### オーガニックナーレ！（大阪府）

12月6日に大阪市北区で開催された「オーガニックナーレ！」（主催：オーガニック飲食店等普及推進プロジェクト）において、マルシェやトークイベント等を通して多くの消費者に有機農業の魅力を発信しました。



イベントの様子

## 政府広報ラジオへの出演

11月9日放送の「杉浦太陽・村上佳菜子日曜まなびより」に当課職員が出演し、「身近に広がる、未来を育む有機農業」をテーマに有機農業の魅力を紐解きました。

杉浦太陽 村上佳菜子

